

一宮市一般廃棄物処理基本計画

令和3年(2021年)度 ▶ 令和12年(2030年)度

【概要版】

令和3年(2021年) 3月

一宮市

基本的な考え方

○一般廃棄物(ごみ・生活排水)の減量・資源化や、適正な処理を推進するための基本的な方針を示すものです。

○「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されます。

○「第7次一宮市総合計画」、「第2次一宮市環境基本計画」等の上位計画と整合を図り、一般廃棄物処理にかかる長期的視点に立ち、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

○計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

年度	2018 (H30)	2019 (R01)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)	2025 (R07)	2026 (R08)	2027 (R09)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
本計画			策定					見直し					策定	

ごみ処理の現況

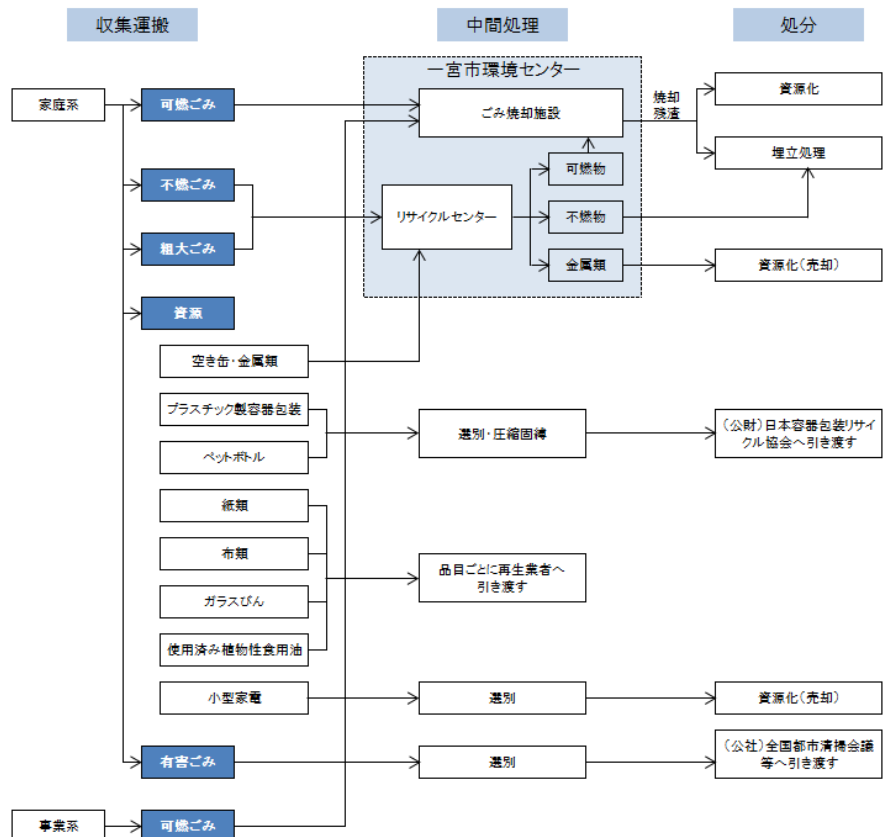
ごみ処理の概要

○対象とするごみ

家庭や事業所から排出されるすべての一般廃棄物とします。

○対象区域

本市全域とします。

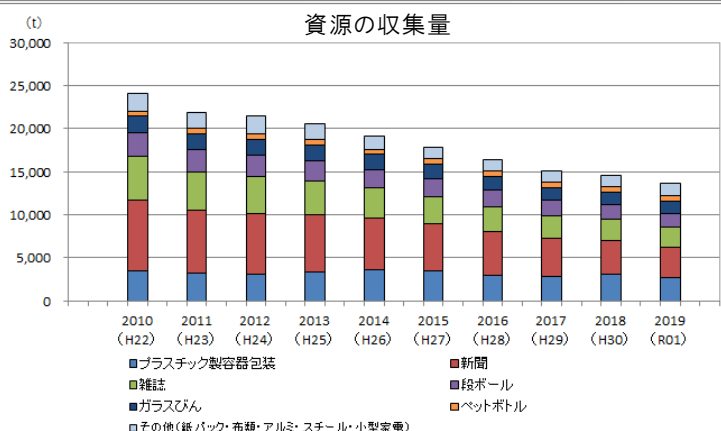
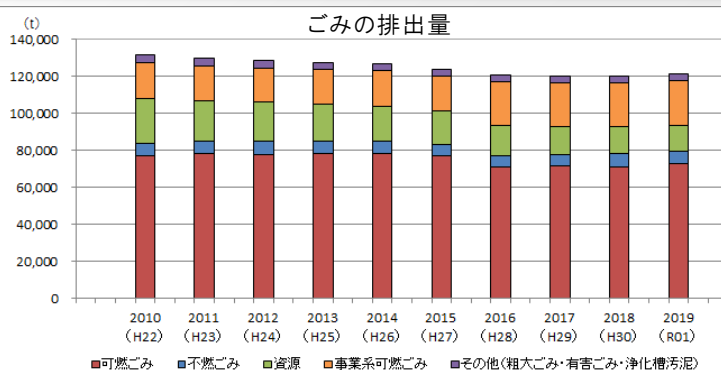


ごみ処理の実績

○2017(平成29)年度まで緩やかに減少を続けましたが、2018(平成30)、2019(令和元)年度は前年度と比較し増加しました。

○資源総収集量は年々減少しています。

○特に新聞、雑誌の減少が顕著です。



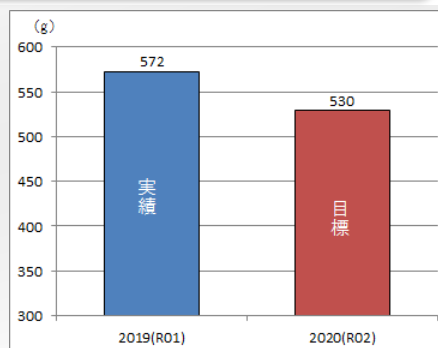
ごみ処理の現状に係る課題

1人当たりのごみ排出量の下げ止まり

○1人1日当たりの家庭系ごみ(資源を除く)の排出量の目標値を530gと設定しごみ排出量の削減に取り組んできましたが、2019(令和元)年度時点で572gとなっています。

○原因として、景気変動による生産量、購買意欲などの変化が考えられます。

○「可燃ごみ」の組成調査では、生ごみが約45%のうち手つかずの未開封食品が約5%含まれており、更なるごみの減量の取り組みを検討する必要があります。

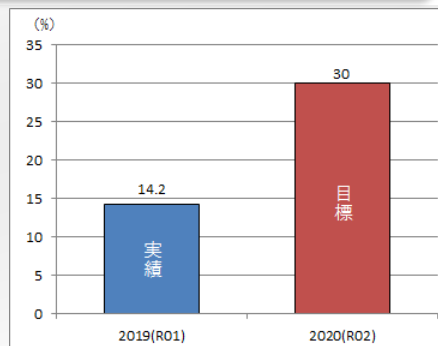


資源化率の低下

○資源化率の目標値を30%と設定し資源化率向上に取り組んできましたが、2019(令和元)年度時点で14.2%となっています。

○要因として、ペーパーレス化、民間事業者による回収の増加による行政回収の減少が考えられます。

○「可燃ごみ」の組成調査では、再利用可能な紙類が約14%含まれており、資源化率の向上展開を図る必要があります。



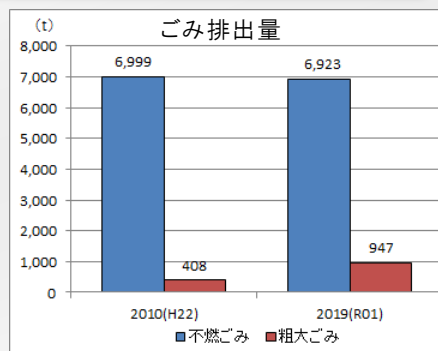
不燃ごみ、粗大ごみの増加

○不燃ごみ排出量は2019(令和元)年度に6,923tとなっており、2010(平成22)年度の6,999tと変わらない状況です。

○粗大ごみの排出は、2010(平成22)年度の408tから増加しており、2019(令和元)年度に947tとなっています。

○要因として、終活などによる片付けや生活様式の変化が考えられます。

○「不燃ごみ」の組成調査では、プラスチック製容器包装や空き缶金属類が16.4%含まれており、ごみの分別ルールの徹底により資源化率の向上に向けた取り組みを検討する必要があります。



ごみ処理施設の整備

○環境センターごみ処理施設は、2014(平成26)年度から4年間基幹的設備改良工事を行い、2032(令和14)年まで稼働できるようになりました。

○光明寺最終処分場は、2020(令和2)年3月末時点で約8割埋め立てられた状態です。

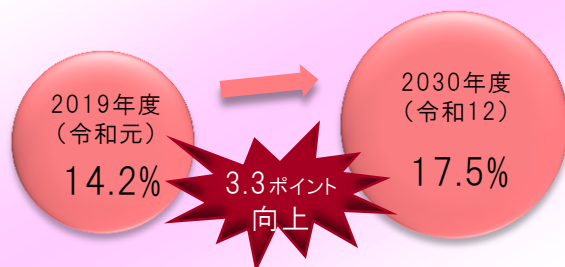
○両施設ともに次期施設設備について検討する必要があります。

成果指標とごみ発生量推計

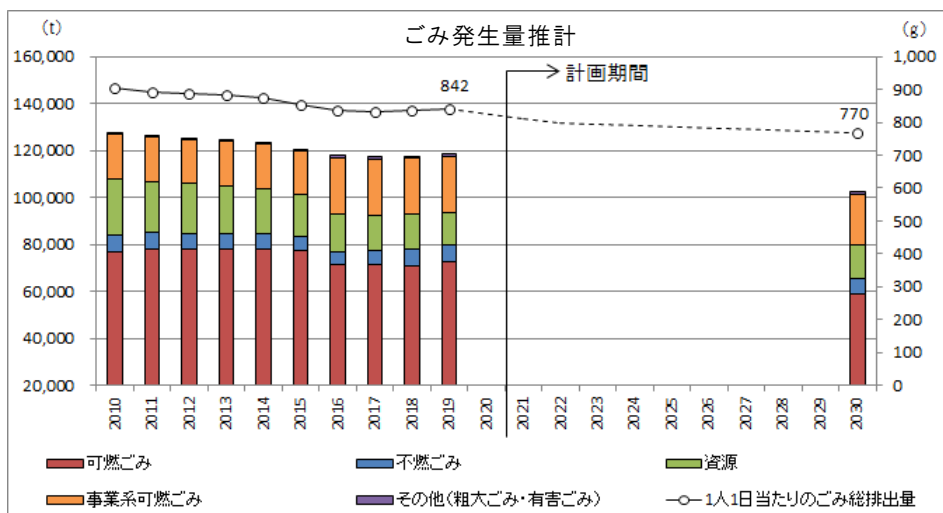
1人1日当たりのごみ排出量



資源化率



※ 1人1日当たりのごみ排出量は、前計画では家庭系ごみ(資源を除く)の排出量でしたが、本計画では家庭系ごみ(資源)や事業系ごみ(浄化槽汚泥を除く)を含めた排出量とします。



ごみ処理基本計画

基本理念

環境負荷の少ない循環を基調としたまちづくり

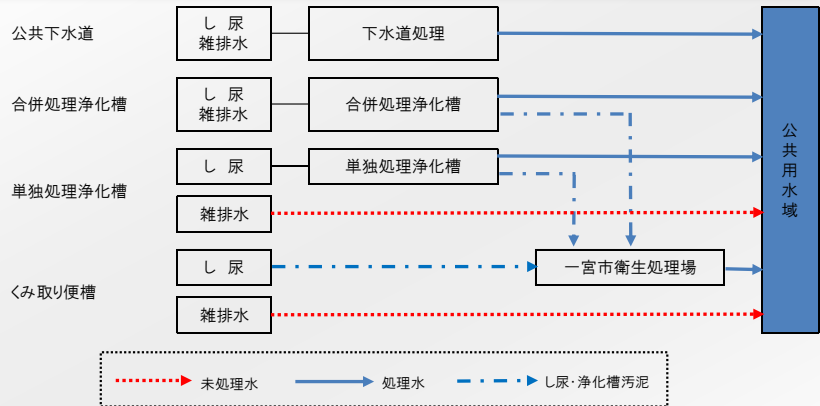
基本方針、基本施策

基本方針	基本施策	施策内容
ごみの減量・資源化の推進	4Rの推進	発生回避(リフューズ)の推進
		発生抑制(リデュース)の推進
		再利用(リユース)の推進
		再生利用(リサイクル)の推進
	家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進	啓発・情報発信の推進
		生ごみの減量と水切りの推進
		事業者自身の排出抑制と処理責任の徹底
		事業系生ごみ、紙類のリサイクルの推進
	環境学習の推進	市民を対象とした出前講座の推進
		施設見学、イベントによるごみに対する理解の普及
		小中学校における節電、節水、ごみ減量などの取り組みの支援
適正処理の推進	安定的な廃棄物収集・処理	安定した収集運搬体制の構築
		現有施設の安全な運転体制と維持管理の確保
		最終処分場の適正な維持管理
	収集体制の効率性、廃棄物処理体制の検討	効率的な収集体制の構築
		施設事故が発生した場合の処理体制の確保
		最終処分場の延命化及び次期施設の整備
	不法投棄などの防止対策の推進	広報、市ウェブサイト等による啓発
		パトロールによる監視強化
		警察等関連機関との連携

生活排水処理の現況

生活排水処理の概要

○下水道による処理区域のうち、単独公共下水道（東部処理区、西部処理区）の区域の生活排水は、市の浄化センター（東部浄化センター、西部浄化センター）で処理し、流域関連公共下水道（日光川上流処理区、五条川右岸処理区）の区域の生活排水は、愛知県の浄化センターで処理しています。



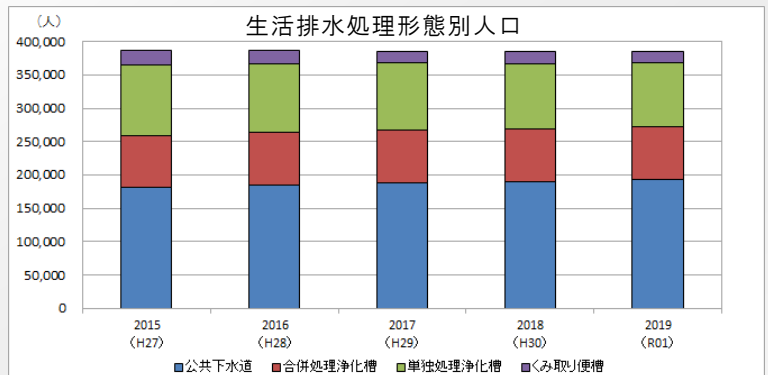
○その他の区域におけるし尿と浄化槽汚泥については、し尿処理施設の一宮市衛生処理場で処理しています。

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿・浄化槽汚泥処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

生活排水処理の状況

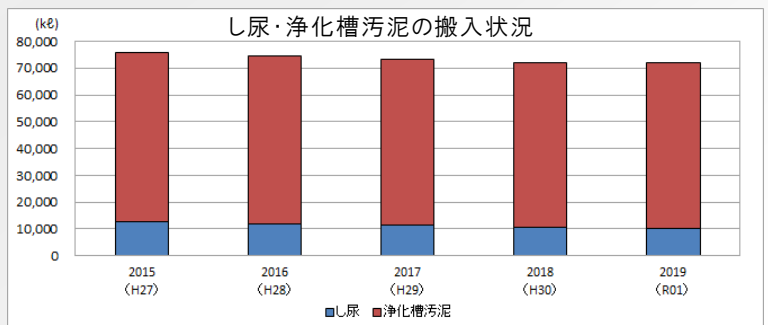
○2019(令和元)年度の生活排水処理率は、公共下水道等の生活排水処理施設の整備や普及により、70.8%になっています。

※ 生活排水処理率
 $(\text{水洗化・生活排水処理人口} / \text{計画処理区域内人口}) \times 100$

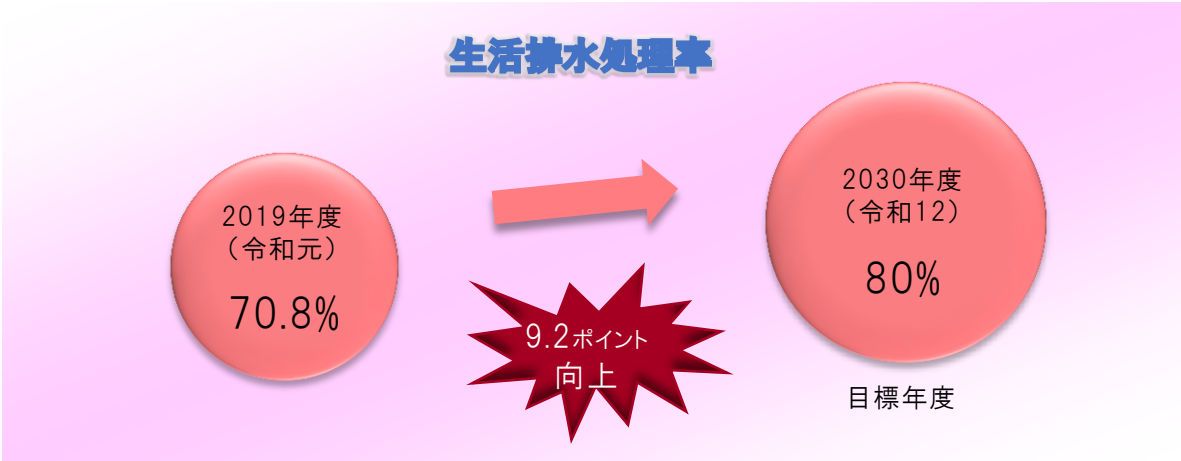


○し尿搬入量は年々減少傾向にあり、現在その搬入割合は15%を下回っています。

○浄化槽汚泥搬入量は年度によるばらつきがありますが、ほぼ横ばいで推移しています。



生活排水処理の目標値



※生活排水処理率：(水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口)×100

生活排水処理人口の将来予測 (単位:人)			
項目 \ 年度	2019(R01)	目標年度 2030(R12)	
行政区域内人口	384,790	364,793	
計画処理区域内人口※	384,790	364,793	
水洗化・生活排水処理人口	272,369	290,076	
公共下水道接続人口	193,489	200,559	
合併処理浄化槽使用人口	78,880	89,517	
単独処理浄化槽使用人口	95,226	66,436	
くみ取り便槽使用人口	17,195	8,281	

※ 計画処理区域内人口：生活排水処理基本計画の対象区域の人口 (各年度3月31日現在)

し尿・浄化槽汚泥処理量に関する現況と見込み値

(単位:年合計kℓ/年、日平均kℓ/日)		
項目 \ 年度	2019(R01)	目標年度 2030(R12)
し尿 (日平均)	10,014 (27.36)	5,000 (14)
浄化槽汚泥 (日平均)	61,952 (169.27)	60,000 (164)
合計 (日平均)	71,966 (196.63)	65,000 (178)

生活排水処理基本計画

基本理念

良好な生活環境を確保する

基本方針、基本施策

基本方針	基本施策	施策内容
水洗化・生活排水処理の推進	水洗化の推進	一宮市污水適正処理構想に基づく下水道の整備
		下水道への接続を促進するための啓発
	合併処理浄化槽への転換の推進	合併処理浄化槽転換設置に関する補助制度の継続
		合併処理浄化槽への転換を促進するための啓発
適正処理の推進	安定的な収集体制の確保	許可業者による収集運搬体制の維持
		効率的な収集運搬体制の構築
	処理施設の維持管理の推進	し尿処理施設の整備
		浄化槽管理者への適正な維持管理の啓発